

加害者とならないために Avoid becoming a Perpetrator of Harassment

ハラスメントは、個人によって感じ方が異なるために、判断がつかないと思われがちです。相手が嫌がっていることがわかったらすぐにその言動はやめましょう。また、相手がいつも明確に「NO」と意思表示するとは限りません。はっきりとした拒否の態度をとりにくいかもしれません。

Perceptions of harassment vary by individual, meaning that judging what does and does not constitute harassment can prove problematic. It is thus advised that as soon as you become aware that you are causing discomfort to a person with whom you are dealing that you immediately desist from any language or behavior which may be causing distress. Furthermore, it is frequently the case that the person will not clearly indicate a readily comprehensible negative response; however, this may only be the result of them feeling unable to readily express their negative feelings.

被害者にならないために If You Feel that You are being Harassed

ハラスメントは、被害者の責任で起こることではありません。自分を責めたり、我慢したりせず、嫌なことは嫌と相手にはっきり伝えることが、自分にも相手にも大切なことです。事態が悪化しないうちに行動しましょう。

Harassment is not the victim's fault. It is important not to blame yourself, and to clearly express the fact that you are unwilling to tolerate harassment to the perpetrator. Act to find a solution before the situation gets any worse, both for one's own sake and that of the perpetrator.

慶應義塾の一員として As a Member of Keio University

ハラスメントとは何か、について知ることはハラスメントを防ぐためにとても有益です。ハラスメントのない良好な関係性を築き、誰もが安心して活動できる環境を保ち、向上させましょう。

Knowledge of what constitutes harassment will in itself go some way to preventing it occurring. It is in everyone's best interest that we work to build good relationships free of harassment, and to maintain and improve our environments such that everyone can work and thrive in peace of mind.



What's Bothering You?



いやなこと、
しない、
させない、
許さない。



慶應義塾ハラスメント防止のためのガイドライン Guidelines for Preventing Harassment at Keio University

慶應義塾は、国際的な教育・研究・医療機関として、また、
気品の泉源・智徳の模範たることを願って発展してきた
組織として、いかなるハラスメントも容認しません

Keio University does not tolerate harassment of any kind as both an international institution engaged in education, research, and medicine, and as an organization which has consistently striven to serve as a source of honorable character and a paragon of intellect and morals.

慶應義塾は、教職員や学生・生徒などの異なった立場の人々が、また、世界のさまざまな地域から国籍・民族・宗教・文化背景などの異なった人々が、教育・研究等の活動に従事している教育・研究・医療機関です。このような環境では、各自の意識や価値観が多様であるため、潜在的にハラスメントが発生しやすい状況にあるといえます。

このガイドラインは、どのような行為がハラスメントに該当するかを、国際的な視野に立って明示することでその防止を図ると同時に、不幸にしてハラスメントが生じてしまった場合の対処・問題解決の方法を示し、慶應義塾に関わる者全員が、本来の活動に従事できるような快適な環境を作ることを目的として作成されたものです。

Keio University is an educational, medical, and research institution where faculty members, staff members, and students from all walks of life and a wide range of regional, national, ethnic, religious, and cultural backgrounds come to engage in education and research. In such an environment, harassment could potentially develop due to the diversity in individual values and awareness.

These guidelines were prepared with the objective of creating a pleasant environment for all persons associated with Keio to pursue their intended activities. They clearly lay out what kind of behavior constitutes harassment and how to prevent it by approaching the issue from an international perspective. In the unfortunate case that harassment does arise, it specifies problem solution and coping strategies.

慶應義塾ハラスメント防止委員会
<http://www.harass-pco.keio.ac.jp>



ハラスメントの具体例

相手の年齢や容姿を話題にしてからかう。

個人的な性体験について質問したり、自分の経験談を話す。

執拗に身体接触をする。

SNS 等で性的な噂や誹謗中傷を書き込む。

性的役割に関する決めつけや差別をする。

妊娠・出産・育児・介護等の制度利用への嫌がらせをする。
これらの状態への嫌がらせをする。

自分の好き嫌いだけで、相手に辛くあたったり、周囲に悪口を言う。

みんなの前で罵声を浴びせたり、長時間の叱責を繰り返す。

人格を否定する発言をする。

正当な理由なく業務・研究などに必要な指導を行わない。

明らかに不要なことや達成不可能な業務・研究等を強要する。

時間を問わず、メールや LINE 等で指示をしたり、返信を迫る。

業務や就学に支障が出るほど、指示決定を遅らせる。

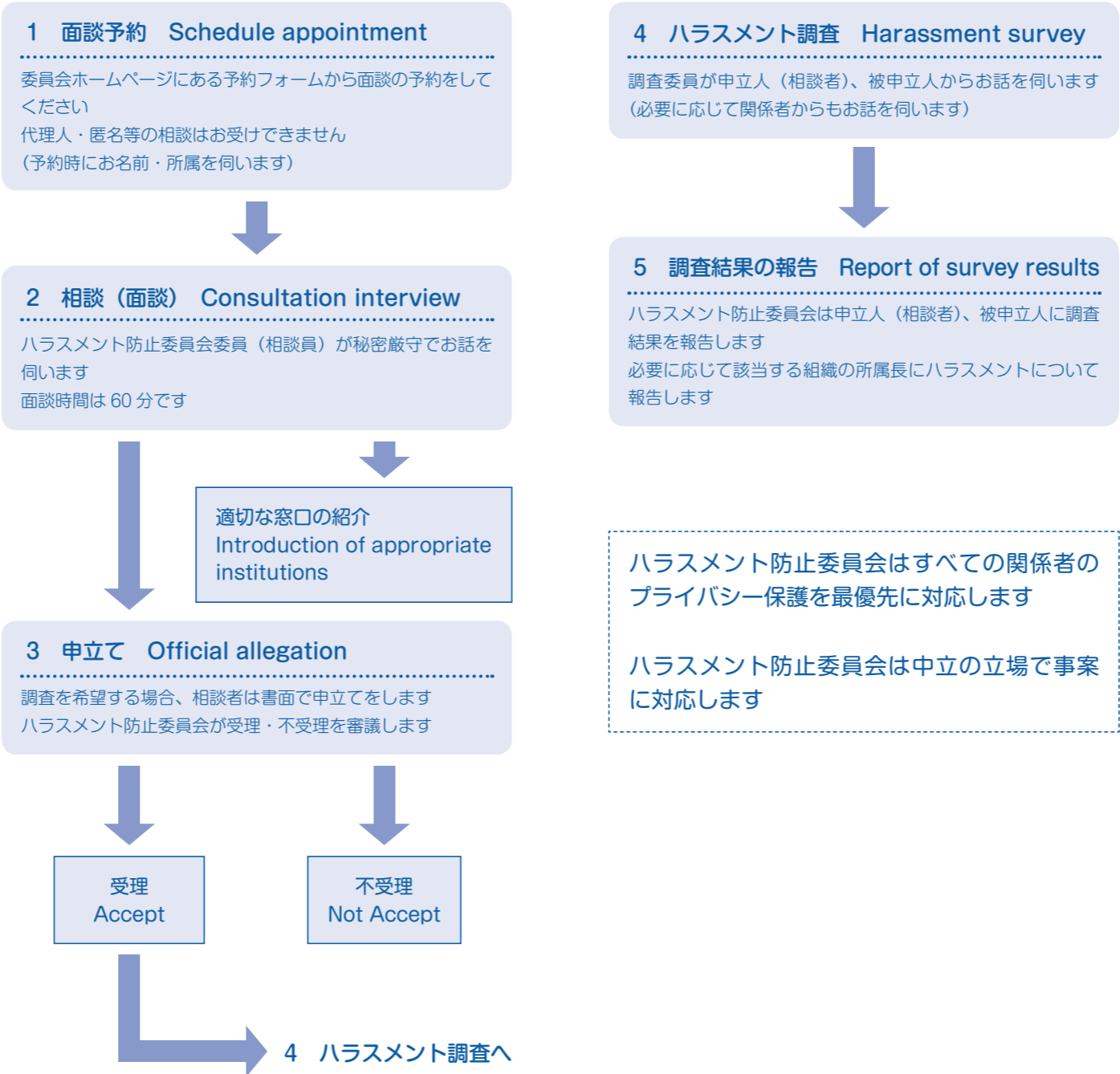
個人の選択による就職や雇用契約への不当な介入を行い、影響を行使する。

飲酒の強要や意図的な酔いつぶし、また飲めない人への配慮を欠くこと。酔ったうでの迷惑行為。

セクシュアルマイノリティ、異文化・宗教、障がいなどに関する心ない言動や本人の了解を得ずにそれを他者に暴露する。

これらは一例です。ハラスメントかもしれない、と思ったらひとりで我慢せず、信頼できる人やハラスメント防止委員会などに相談をしてください。

ハラスメント防止委員会への相談の流れ Flow of Consultation



よくある質問

ハラスメントにあたるかわからないのですが、相談に行ってもいいですか？

ハラスメントの定義として「相手方の意に反する言動」とあるように、主観的な感情は重要な要素です。感情には個人差があり、他人にはハラスメントと感じられない場合でも、本人にとってハラスメントと感ずることがあるのは当然です。ハラスメントかどうかを悩むのではなく、それにより起きている不利益を解消する方法を探すために委員会に相談してください。

相談に行ったことを他人に話してはいけませんか？

相談の段階では、相談者の方には守秘義務はありません。委員会以外に相談いただいてもかまいません。ただ、事案の内容によっては、情報の拡散によって問題解決が難しくなるような場合もあります。その場合、他言しないように助言することがあります。

相談したいのですが、申立てまでは考えていません。それでもいいですか？

もちろんです。誰かに話すことで気持ちが落ち着いたり、納得を得られれば、一旦終了となりますが、日をあらためて相談をすることもできます。具体的な対応を求める場合は、申立てが必要になります。

卒業・退職してから相談できますか？

ハラスメントと感ずる言動、そのことによる不利益が継続しており、相手方が義塾に所属していれば、お話を承ります。ただ、年数が経つことによって事実確認が難しくなる場合もあります。事情が許せば早めに相談していただくことをおすすめしています。

ハラスメントを受けた本人でないと相談できませんか？

いわゆる通報はお受けしていません。被害を目撃したり、相談を受けた場合は、委員会に相談するよう勧めてください。これはご本人の意思とプライバシーを尊重する必要があるためです。